



総務部

総務副部長 鈴木 恵 男

茨城県開発公社ビル 3 F 会議室において 第 6 回理事会開催される。

日 時 平成24年 3 月28日（水）14時から

出席者 会長、副会長、相談役、理事、各支部長、監事、事務局長
（出席者35名）

第 6 回理事会

(1) 審議事項

第 1 号議案 退会会員に係る滞納額の不納欠損処分について
退会会員の会費滞納につき、適時請求及び督促を行ってきたが、今後も徴収の見込みがないため、欠損処分とすることにした。

第 2 号議案 市民相談センターの設置について
実施要綱の細部について見直し、各支部長との調整、広報手段を含めた事業の詳細等を調整し、再度理事会へ報告することを条件に、市民相談センターの設置を承認した。

第 3 号議案 平成23年度新公益法人制度移行支援事業特別会計の設置について
平成23年度10月 5 日付で茨城県から業務受託した「平成23年度新公益法人制度移行支援事業」の会計を処理するため、特別会計の設置を了承された。
税務申告の必要性については、各単位会の例を参考にしながら税務署に確認することにした。

第 4 号議案 茨城県からの平成24年度新公益法人制度移行支援事業の業務受託について
原案のとおり茨城県から受託することを承認した。

(2) 協議事項

ア 平成24年度各部予算・事業計画について

各部から提出された予算及び事業計画について、報告があり、研修の方法等について協議がなされた。今後参考にしたい旨意見があった。

(3) 報告事項

ア 基地周辺住宅防音事業に係る業務受託について

北関東防衛局からお知らせが来たが、会としてはやらないので、各自ホームページで確認する等の対応をしていただきたい。

イ 平成24年度新春交流会の結果について

来賓72名、会員93名、参加者合計165名であり、収支については資料に基づき報告した。

ウ 平成23年度決算見込みについて

平成23年度は災害義援金が計上された。他についてはほぼ予算額の通りであることが報告された。

エ 各部からの事業計画・報告について

広報監察部から、支部広報活動事業助成要綱について説明がされ、関東地方協議会の広報担当者会議の報告がなされた。

環境部から、産業廃棄物処理業許可申請に係る添付書類について要望書提出とその結果についての報告がなされた。

オ 平成24年度定時総会・定期大会までの日程について

4月・5月の会議及び議案書作成に係る日程が説明された。

茨城県開発公社ビル3F会議室において 平成24年度第1回理事会開催される。

日時 平成24年4月26日(木)14時から

出席者 会長、副会長、理事、各支部長、監事、事務局長、書記(2名)
{出席者38名(書記含)}

第1回理事会

(1) 審議事項

第1号議案 平成23年度事業報告及び決算報告について
原案のとおり承認された。

第2号議案 平成24年度事業計画及び収支予算について
原案のとおり承認された。

第3号議案 財政調整基金について
平成23年度の繰越金について、財政調整基金には積み立てをしないことが了承された。

第4号議案 役員中の議事運営委員の選出について
嶋田副会長、鈴木総務副部長、木村環境部部長の選任が了承された。

(2) 協議事項

ア 会費滞納者に対する処分手続きに関する規程の制定について
法的手続きも視野に入れた手続きについて、協議されたが、会則との関わりがあり、引き続き総務部で検討することとした。

(3) 報告事項

ア 会長表彰について

候補者が報告され、綱紀事案等にかかわらない会員について、了承された。

イ 議長、副議長の選出について

各支部総会の後、選任されるので担当にあたる支部について、選出を依頼する。





広報・監察部

広報・監察部長 石井 徹

行政書士会の広告看板（電光掲示板）を契約しました

北茨城市の国道6号線沿いの電光掲示板（LED型大型カラービジョン）に、行政書士会の動画広告を出しております。

出稿期間 平成24年4月～9月末日

場 所 茨城県北茨城市関南町神岡上1964-5

株式会社ムラタ

放映時間 1回あたり15秒、1時間に6回、毎日午前6時から午後7時

茨城から福島へ向けて走ると、左側に見えます。

ぜひご確認ください。





国土農地部

国土農地部長 古市人見

第1回国土農地部会開催

開催日時 平成24年4月23日午後2時30分から午後5時

開催場所 行政書士会事務局

出席者 嶋田広一副会長、雨貝洋子副会長、古賀康夫副部長、古市人見部長

- 議題**
1. 平成23年度総会報告事項について
 2. 平成24年度事業計画
 3. 農地法業務確保維持活動について
 4. 「農地法の手引き」作成について

部会に先立ち、茨城県庁農政課他の関係部署を訪問し、新任及び留任の係官に対して、ご挨拶及び農地法に関する行政書士業務への理解と協力をお願いした。その際に数年前の各農業委員会に対して送付した農地法関連業務に対する法令順守通達文書を係官から提示していただくことができ、行政庁の取り組みの一部を理解することができた。なお、今年度は「農地法の手引き」を編纂する準備を進めることとし、農政課の監修や承認をいただけないかどうかお願いした。

 建設部

建設部長 竹 内 崇

日 時 平成24年 4 月 4 日(金) 午後 2 時00分～午後 5 時00分
場 所 茨城県行政書士会 事務局
出席者 嶋田副会長、竹内部長、若杉副部長、海老原副部長、三橋専門委員
本城専門委員
(出席者数) 6 名
事業 第 1 回建設部会議の開催

事業の内容

議 題

1. 平成23年度の事業総括

平成23年度に開催した事業の検証と総括を行った。専門部会として活動した初の年度であり手探り状態で運営した為、関係官公署との意見交換会等、計画どおり全事業を遂行できなかった等、課題が残った。

2. 平成24年度の事業計画検証

平成23年度の反省点を踏まえ、2年目の今期はより充実した事業を展開する。
特に研修会は、基礎編、応用編の二段階に分け、一層厚みを増した内容を目指す。

3. 他県の動向調査

他県の経営事項審査(経審)の対応状況等を調査し、茨城県でも取り入れた方が好ましい事例に関しては、茨城県庁へ要望する。

4. 関係官公署窓口への挨拶回り

会議終了後、茨城県庁／監理課、建築指導課、秘書課へ挨拶回りを行った。

以上



運輸交通部

運輸交通部長 大庭孝志

関東地方協議会連絡会 運輸業務部門担当者会議報告

日 時 平成24年 3 月 8 日(木) 14:00～17:00
場 所 東京会合同相談センター 6 階会議室
出席者 関東地方協議会連絡会 各都県運輸業務部門担当者
(出席者数) 13名
事業 平成23年度関東地方協議会連絡会 第2分科会 運輸業務部門

討議の内容

各都県出席者の単位会における運輸業務部門の報告がなされた後、下記議題に関する討議が行われた。

1. OSS の進捗状況について

関東地方協議会の各都県における OSS の進捗状況について、出席者から行政書士を取り巻く厳しい現状の報告があった。

OSS を積極的に推進している静岡県、埼玉県の出席者から詳しく説明があった。

埼玉県では、昨年4月から100%を目指して OSS へ移行している為、行政書士の受託件数は3割に落ち込んだということである。

静岡県では、OSS の実施が平成19年から平成23年まで徐々に進行し、平成23年10月からは自販連の各販売店において100%の OSS を行っている為、行政書士の受注が無くなっており深刻な状況であるという報告があった。

2. 事務連絡会の設置について

上記の問題等について検討していく為、関東陸運局との連絡会を設置することについて討議が行われた。

平成24年4月以降、事務連絡会を設置する予定となった。

以上



環境部

環境部長 木村 司

日 時 平成24年 4 月 25 日（水） 13：30～16：00

場 所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 小野村副会長、木村部長、宮崎副部長、阿部専門員 の 4 名

会議の内容

1. 今年度の事業計画に関する件

(1) 実務研修会について

今期は 3 回実施する予定とし、下記のとおり概略決定した。

	実施時期	内 容	講師予定
1 回目	7 月頃	業の審査基準について 環境アセスメントについて	廃棄物対策課担当者 茨城県公害防止協会
2 回目	10 月頃	事前審査制度について (処理施設、自動車リサイクル)	廃棄物対策課担当者
3 回目	1 月頃	経営診断の方法と診断書の読み方	公認会計士

(2) 廃棄物対策課との打ち合わせ会について

昨年度は 8 月に実施したが、今年度は時期を早めて、6 月下旬から 7 月上旬の間で日程を調整することになった。

(3) 経営診断書作成の研修会対応について

廃棄物対策課との情報連絡を日頃から密にして、業の許可で経営診断書を必要をしてきた場合、直ちに対応できるようにしておく。

2. 廃棄物対策課への挨拶回り

環境部全員で挨拶回りを実施し、泉幸一生活環境部長、小野嘉久次長、大部好廣次長、赤林泰寛廃棄物対策課長の 4 名と名刺交換を実施した。

 国際部

国際部長 橋本 哲

高度人材に対するポイント制による優遇制度の導入について

本年5月7日より、高度な資質や能力を有する外国籍者を「高度人材」とカテゴライズして、在留期間「5年」の付与やこれまで認められなかった実親の帯同を認める緩和策の申請を受け付けることとなりました。

注目していただきたいのは、入国管理局の審査に「ポイント制」を導入し、審査する入管職員の主観や裁量をできるだけ排除したものとなったことです。

この「ポイント制」はオーストラリアやニュージーランドでは既に主流となっている手続きであり、入国や在留を希望する外国籍者が、当該国の入国又は在留要件に合致するか否かを容易に判断できるという利点があります。

下記に、入国管理局ホームページで公表された内容の抜粋を掲載いたしますのでご参照ください。

1 制度の概要

高度人材に対するポイント制による優遇制度とは、現行の外国人受入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人（＝高度人材）の受入れを促進するため、ポイントの合計が一定点数に達した者を「高度人材外国人」とし、出入国管理上の優遇措置を講ずる制度です。平成24年5月7日から申請の受付が開始されます。

2 ポイント評価

申請人ご本人のご希望に応じ、高度人材外国人の活動内容を①学術研究活動、②高度専門・技術活動、③経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、「研究実績」などの項目ごとにポイントを設定し、評価を実施します。

3 優遇措置

ポイント評価の結果、70点以上獲得した方を高度人材外国人とします。高度人材外国人には、以下の出入国管理上の優遇措置が付与されます。

- ①複合的な在留活動の許容
- ②「5年」の在留期間の付与（注）
- ③在留歴に係る永住許可要件の緩和（概ね5年で永住許可の対象とする）
- ④入国・在留手続の優先処理
- ⑤高度人材の配偶者の就労

⑥一定の条件の下での高度人材の親の帯同の許容

⑦一定の条件の下での高度人材に雇用される家事使用人の許容

(注) 「「5年」の在留期間の付与」については、平成21年に可決・成立した改正入管法の施行日(平成24年7月9日)から実施。

4 法務省告示

本制度について定める2つの告示を平成24年3月30日に公布。

- ・ 高度人材として我が国に入国しようとする外国人及びその家族・家事使用人に関する在留資格「特定活動」に係る活動を定める告示(高度人材告示)
- ・ 高度人材として我が国に在留する外国人及びその家族・家事使用人の在留期間更新・在留資格変更手続に関する取扱いの指針を定める告示(高度人材在留指針)

審査要領の掲載について

東京都行政書士会からのご厚意により、情報公開制度を利用して取得した各審査要領の内容を当会ホームページに掲載させていただきました。

「審査要領」とは、入国管理局審査官が書類を受理してからどの条文に照らし、どのように要件該当性を判断し、結果としてどのような判断を下すかの指針となる参考書のことです。

私たちはこれまで、申請する立場からの情報にばかり溺れておりましたが、この審査する立場からの情報を利用することにより、更に一步進んだ適格で迅速な取次申請を心がけていただきたく存じます。





市民法務部

市民法務部長 安 圭 一

茨城県行政書士会市民相談センター 相談員募集

様々なことがインターネットで手軽に調べることができるようになり、大抵のことは、ネット情報で調べれば解決できるほど、世の中は便利になっています。しかし、いざ自分の大切な家族や財産に関することや、事業経営に関わる悩みについては、ネット情報だけでは不安だ、というのが一般的な捉え方ようです。やはり、専門家の話を聞きたい。しかも、一般的なことなく、自分のケースについての専門的回答が欲しい。そういったニーズは、今後ますます大きくなっていくと思われます。

そのような状況の中で、街の法律家としての行政書士にできる一番のサービスは、相談を受けることではないでしょうか。まずは気軽に相談を受けてこそ、市民にとって一番身近な法律専門家といえるのではないのでしょうか。

そこで、平成24年度より、「茨城県行政書士会市民相談センター」を設置し、市民の皆様からの相談窓口として、その活動を開始する予定であります。

センターの基本的な仕組みとしては、相談窓口専用電話を設置し、相談員が対応するという方式です。まずは週二日程度のペースでスタートし、状況次第で常設化を目指していく予定です。

つきましては、相談員としてその運営にご協力いただける会員を募集したいと存じます。ご興味のあるかたは、下記申込書にご記入のうえ、事務局までお送りください。改めて詳細をお知らせいたします。

茨城県行政書士会 市民法務部 御中

平成 年 月 日

市民相談センターの相談員に応募いたします。

住所：	
氏名：	E-mail：
電話：	FAX：

送付先：茨城県行政書士会 事務局

FAX：029-305-3732 E-mail：info@ibaraki-gyosei.or.jp

新公益法人プロジェクトチーム新規メンバー募集のご案内

新公益法人プロジェクトチーム（以下「PJ」）は、一昨年9月に当時の企画開発部が会員から広くメンバーを募り、その趣旨に賛同していただいた会員により当時の企画開発部内の任意のチームとして発足しました。発足後は手弁当で私的な勉強会を行うなどの活動を行いながら、法人に対する無料相談会を茨城県の後援も得て開催するなどで一定の評価を得たのち、昨年9月から本年3月まで及び本年4月から来年3月までと2期にわたって茨城県から事業の委託を受けるなど、茨城県行政書士会の地位の向上に向けて鋭意活動を続けております。

PJ発足時及び昨年の2期生と2回にわたりこれまでメンバーの受け入れを行ってまいりましたが、今回広く新規メンバーの受け入れを行い新たなステージにて活動の幅を広げようとの思いから、PJの活動に賛同をいただける方には、ぜひ積極的に御参加をいただけるようPJの趣旨をご説明するとともに、今年度から随時募集という形をとることとし、申込要領を掲載いたしました。

1 PJの趣旨

本PJの目的は、公益法人改革に伴って増大することが見込まれる相談や事務を、行政手続の専門家である行政書士が担うことによって、移行認可を予定されている公益法人関係者及び行政担当者の負担を軽減し、もって円滑な行政手続に寄与することにあります。そのために、当時あまり移行のための申請が進んでいなかった、県内の対象となる法人（県内の特例民法法人）に早期の申請を呼びかけ、円滑に認定認可できるようにしたいという県の要望を側面から支援するために、法人に対する相談に対応できる会員を多数養成することと、無料相談会を開催することで、県内の各種団体や、茨城県との協調信頼関係を深めることを第一の目的として活動して参りました。

そうした活動が、対象法人に対して新制度の担い手としての行政書士の存在を広め、移行認定、移行認可、公益認定申請は、行政書士業務であることを認識してもらい、そのことが徹底されることにより、行政書士の信頼性を高め、その結果、地位の向上及び職域の確保が図られることにつながるが、PJの設置を行った当時の企画開発部長の願いでもありました。ただ、PJ参加メンバーの賛同と志を頼りに、メンバーの無償の活動を前提としておりました。結果として業務の受注とにつながるかもしれませんが、PJ参加メンバー個人が直接的に業務の受注を行うことを目的とするものではありません。

2 本申込みいただいた後の活動について

①申込者に対する説明会・・・申し込み後の活動内容についてご説明いたします（日時は後程ご連絡いたします）



②委員会に所属し、各委員会の活動及び全体会に出席

新規メンバーに対する学習会・・・各2時間の講習を全10回受講及び課題の提出をしていただきます。



③勉強会相談員チームに登録・・・原則として全学習会出席及び課題クリアの方のみ、委員会での活動状況などを見ながら全体会の承認の上で相談員チームに登録いたします。



④無料相談会など対外的な事業に参加

3 P Jメンバーの申し込みについて

あくまで、本P Jは会員の個人の学習を目的として構成されているのではなく、相談員という立場を通して、公益法人改革の円滑な実現に寄与することが目的です。また、本P Jはあくまでチームメンバーがそれぞれ積極的に運営にかかわっていただくことで成り立っており、通常の勉強や会議など、参加メンバーに旅費日当が支給されない集まりも多くありますが、そういった活動も含めて、自発的に積極的に参加していただける方であることなどが条件となります。つきましては、本メンバーへの申し込みについては下記事項につき誓約していただいた上で、参加をしていただくこととなります。

◎インターネット環境を有している方

◎入会後はP Jの規約を遵守することはもとより、本P Jの趣旨を十分に理解していただける方

◎他のメンバーの方と協調して、かつ積極的に参加してくださる方

また、新規入会者についても、相談員として活動していただくことが前提となりますので、当面は通常開催される事業や会議とは別に、P J担当委員会が行う研修会には全て参加していただくこととなります。なお、研修会等の日程については確定次第、申込者と調整のうえで決めたいと思います。尚、本P Jの詳しい経緯につきましては第194号、第198号にも掲載しております。

下記申込書は必ず本会事務局までメールで送ってください。

本会メールアドレス sub@ibaraki-gyosei.or.jp

メール以外の申し込みは全て無効とします。

茨城県行政書士会、新公益法人制度プロジェクトチーム入会申込書

1. 私は、参加条件である

◎インターネット環境を有している方

◎P Jの規約を遵守することはもとより、本P Jの趣旨を十分に理解していただける方

◎他のメンバーの方と協調して、かつ積極的に参加してくださる方

の要件を全て満たしております。

2. 簡単に自己紹介、自己PR（プロジェクトチームではこういった役割を担って行きたいと考えているか？）などをお願いいたします。

上記内容に相違ありませんのでプロジェクトチームに参加を申し込みます。

平成 年 月 日

所属支部名：

住 所：

氏 名：

メールアドレス：



暴力団等排除総合対策委員会

暴力団等排除総合対策委員長 飯塚 富雄

暴対先進行政書士会等を視察

日時 平成24年3月23日（金）～24日（土）
参加者 飯塚富雄 木村 司 橋本 哲 田向敏雄
視察先 北海道行政書士会、北海道暴力追放センター
視察内容 北海道行政書士会及び北海道暴力追放センターの暴力団等の不当要求への対応組織、事業について

平成4年3月に「暴力団による不当な行為防止等に関する法律」（暴対法）が施行され、平成23年には全国都道府県が排除条例を整備、また全国の市町村では現在条例制定を進めており、国をあげて暴力団等反社会的団体に対応しているところです。

行政書士の仕事は、官公庁等への許認可申請など直接利害のからむものが多く、業務に関する説明や書類の作成に際して、万全の注意を払っていても相手によっては通用せず、何かと難癖をつけ不当要求につなげて行く事例があります。

そのような時、会員自身の事前知識と対応策によって効を奏することもあります。万一、不当要求等が発生した場合、ひとりで悩まず、気軽に相談できる窓口の開設や解決に向けた組織体制の充実強化が必要と思われます。

このような観点から、暴対組織、事業に先進的に取り組んでいる、北海道行政書士会及び北海道暴力追放センターを視察してきました。

北海道行政書士会は「北海道行政書士会暴力団等排除対策協議会」を設置し、会員への暴力団等の不当要求に対応しておりました。

視察研修の内容を委員で充分検討しこれからの暴対事業に生かしていきたいと思います。

視察研修した北海道行政書士会の暴対組織の概要はつぎのとおりです。

名称 北海道行政書士会暴力団等排除対策協議会

目的 行政書士業務に絡む暴力団等の排除、情報交換、研修会の実施、実践訓練等による知識技能の取得等

協議会の構成

会長、副会長、対策委員長、

対策委員 地区代表5名（分会長は道警察5方面の支部長、札幌、函館、旭川、釧路、網走各支部長）、

各部長5名、法規特別委員会委員5名

合計18名

相談役、顧問

相談役 北海道警察組織犯罪担当課長
(財)北海道暴迫センター専務理事

顧問 北海道警察組織犯罪担当指導官
(財)北海道暴迫センター事務局長

会議 年1回

臨時会 具体策を協議

事案発生時の対応（対処要綱により対応）

会員に暴力団等より不当要求が発生した場合、会員は地区分会長に連絡、地区分会長は対策委員長に報告、対策委員長は役員会を開催し、相談役（県警、暴迫センター）に連絡し対策を協議して対応する。





申請取次行政書士管理委員会

委員長 渡 邊 律 三

平成23年 1 月～同年12月における申請取次実績報告の集計公表

◎「平成23年度：申請取次実績報告」の提出状況について

平成23年度の実績報告につきましては、平成24年3月20日までの報告書提出にてお願いしてしました。その結果、遅れての報告も含めて、平成24年4月27日現在、対象者170名中、提出者は108名（63.5%）となっています。

当該報告につきましては、「茨城県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規程」第5条の規定により実施するものです。同条第2項には、「当該事務を遂行しない届出者等については、有効期間の更新を認めない。」と規定されています。

未報告者の方は、今からでも結構ですので報告を、お願いいたします。
なお、実績なしの方も、その旨報告してください。

○「平成23年度：申請取次実績報告」の内容について

当該年度での関与した国籍数は、25カ国です。

前年度も25カ国でしたが、関与した国籍内容に増減があり、詳細は別紙実績表をご覧ください。

今回の特徴としては、＜在留資格認定証明書交付申請＞及び＜資格変更申請＞が急増しています。

これは、平成22年7月1日から施行された「新しい研修・技能実習制度」の関係で、技能実習生を受け入れている団体等に関与されている会員の方が増えたことを示していると考えられます。

☆平成24年7月9日から、外国人の管理制度が大きく変わります。

これに伴い、入管に係わる＜申請書式＞も一斉に変わります。

入管のホームページ等の情報に留意し、外国人からの相談・業務依頼につきましては、適切・適正なる対応をお願いいたします。

申請取次実績報告一実績：有40名＋無68名＝108名/届出者 170名(回収：63.5%) —
 <平成23年01月～平成23年12月>
 <未回収：62名>

H24.04.27 現在

申請の種類別 国籍	在留資格 認定証明書	資格外活動 許可	変更	更新	在留資格 取得	永住	再入国	就労資格 証明書	合計	前年
中華人民共和国	355	2	197	167	1	19	47	11	799	376
大韓民国	4		5	5		2	6		22	23
フィリピン	29	2	9	54		6	19		119	143
タイ	8		106	46	3	6	35		204	102
ブラジル	2		1	12			5		20	37
インド	6		4	11		1	6		28	50
パキスタン	3		8	17		2	6		36	41
ネパール	15			4			1		20	10
バングラデシュ	5		6	2			1		14	9
スリランカ	3	1		7		5	3		19	8
ベトナム	12	1	66	14		1	3		97	64
ミャンマー									0	2
インドネシア	1		340	87			3		431	11
マレーシア	3			2		1	2		8	15
イラン			2	1			1		4	2
アフガニスタン				1			1		2	2
台湾	1			12		2	12		27	37
モンゴル									0	2
イギリス									0	0
フランス									0	2
オランダ	1			1					1	1
オーストラリア									0	0
アメリカ									0	2
カナダ									0	1
ペルー				3			1		4	0
ロシア	1	1	13	15		5	3		38	19
ウクライナ			6	7		7	2		22	12
ルーマニア			3	3			2		8	5
ギリシャ	1		1	1			1		4	0
チュニジア			1						1	0
ウガンダ			1						1	0
南アフリカ	1								1	0
合計	450	7	769	472	4	57	160	11	1,930	
前年	253	4	112	331	10	39	188	39		976